

東浦町高齢者虐待対応コアメンバー会議設置要綱

(設置)

第1条 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第6条に定める相談、指導及び助言を適切に行うため、東浦町高齢者虐待対応コアメンバー会議（以下「コアメンバー会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 コアメンバー会議は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 高齢者に対する虐待（以下「虐待」という。）の有無について
- (2) 分離保護、立入調査等の虐待への対応（以下「対応」という。）の緊急性について
- (3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項又は第11条第1項に規定する措置の適用について
- (4) 今後の対応並びに当該対応の目標、役割分担及び期限について
- (5) 対応後の状況評価及び支援方針について
- (6) その他必要と認める事項について

(組織)

第3条 コアメンバー会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 高齢者福祉を所管する課の長
- (2) 高齢者福祉を所管する課の担当職員
- (3) 東浦包括支援センター職員
- (4) その他必要に応じて、関係機関の実務担当者又は専門的立場から助言できる者

(会議)

第4条 コアメンバー会議は、虐待の通報を受理し、必要な情報収集及び事実確認を行った後、速やかに高齢者福祉を所管する課の長が招集する。

(秘密の保持)

第5条 コアメンバー会議の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。